

議案第二十五号

港区長選挙における記号式投票に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長選挙における記号式投票に関する条例

(記号式投票を適用する選挙)

第一条 港区長選挙の投票については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十七条、第四十八条の二及び第四十九条の規定による投票を除き、同法第四十六条の二第一項に規定する方法によるものとする。

(委任)

第二条 この条例の施行について必要な事項は、港区選挙管理委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

港区長選挙の投票方法を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二第一項に規定する記号式投票の方法とするため、本案を提出いたします。